

## 鳥取県社会福祉施設等施設事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着

○交付決定の時期については、交付要綱第7条をご覧ください。

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは、事業計画書に記載した施工期間が満了し、事業に係る支払いが完了した日になります。

○事業完了に伴い完了検査を実施します。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。  
○実績報告時期については交付要綱第10条をご覧ください。

◎補助金の支払い  
※完了検査後、概算払で支払います。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
鳥取県鳥取市東町1丁目220  
0857-26-7193 shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp